

樣 式 • 資 料

様式・資料目次

【別記】 「避難所における共通ルール」	1
様式 1－1 避難所運営委員会系統図	2
様式 1－2 避難所運営委員会名簿	3
様式 1－3 避難所運営委員会運営規約（案）	4
様式 2 避難所開設チェックリスト	6
様式 3－① 避難所施設被害状況チェックリスト（鉄骨造用）	7
様式 3－② 避難所施設被害状況チェックリスト（鉄筋コンクリート造用）	9
様式 3－③ 避難所施設被害状況チェックリスト（木造用）	10
様式 4－1 避難者名簿	11
様式 4－2 避難者一覧表	13
様式 5－1 避難所状況報告書（初動期用）	14
様式 5－2 避難所状況報告書（第 報）	16
様式 6 派遣職員等依頼書	18
様式 7 事務引継書	19
様式 8－1 物資依頼伝票	20
様式 8－2 避難所物品受払簿	22
様式 8－3 物資・食材の分類	23
様式 9 食料供給関係受信票兼処理票	27
様式 10 「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）	28
様式 11 避難所での情報伝達資機材等の例	29
様式 12 情報伝達での要配慮者への対応	29
様式 13 要配慮者の避難行動などの特徴と主な配慮事項	30
様式 14 避難所ペット登録台帳	31
様式 15 避難所でのペットの飼育ルール広報文（案）	32
様式 16－1 避難所ボランティア受付表	33
様式 16－2 ボランティア活動時の注意事項等	34
様式 17－1 取材に来られた方への注意事項	35
様式 17－2 報道取材連絡票	36
様式 18 健康・保健衛生上の注意事項	37
様式 19 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	38
様式 20 避難所運営管理に係る連絡先一覧	44
様式 21 避難所感染症対策のチェックリスト	45

資料 1	避難所の感染予防対策について	46
資料 2	感染症対策に関するリーフレット（手洗い・咳エチケット）	47
資料 3—1	トイレの衛生管理に関するリーフレット①	48
資料 3—2	トイレの衛生管理に関するリーフレット②	49
様式 4	感染症予防について（トイレ・手洗い・食べ物）	50
様式 5	ノロウイルス感染症の対応について	51
資料 6—1	新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(受付時)	52
資料 6—2	新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(受付以降)	53
資料 6—3	健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト	54
資料 6—4	発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト	55

【別 記】

「避難所における共通ルール」

この避難所における共通ルールは次のとおりです。

避難した方は、守るよう心がけてください。

_____ 避難所運営委員会

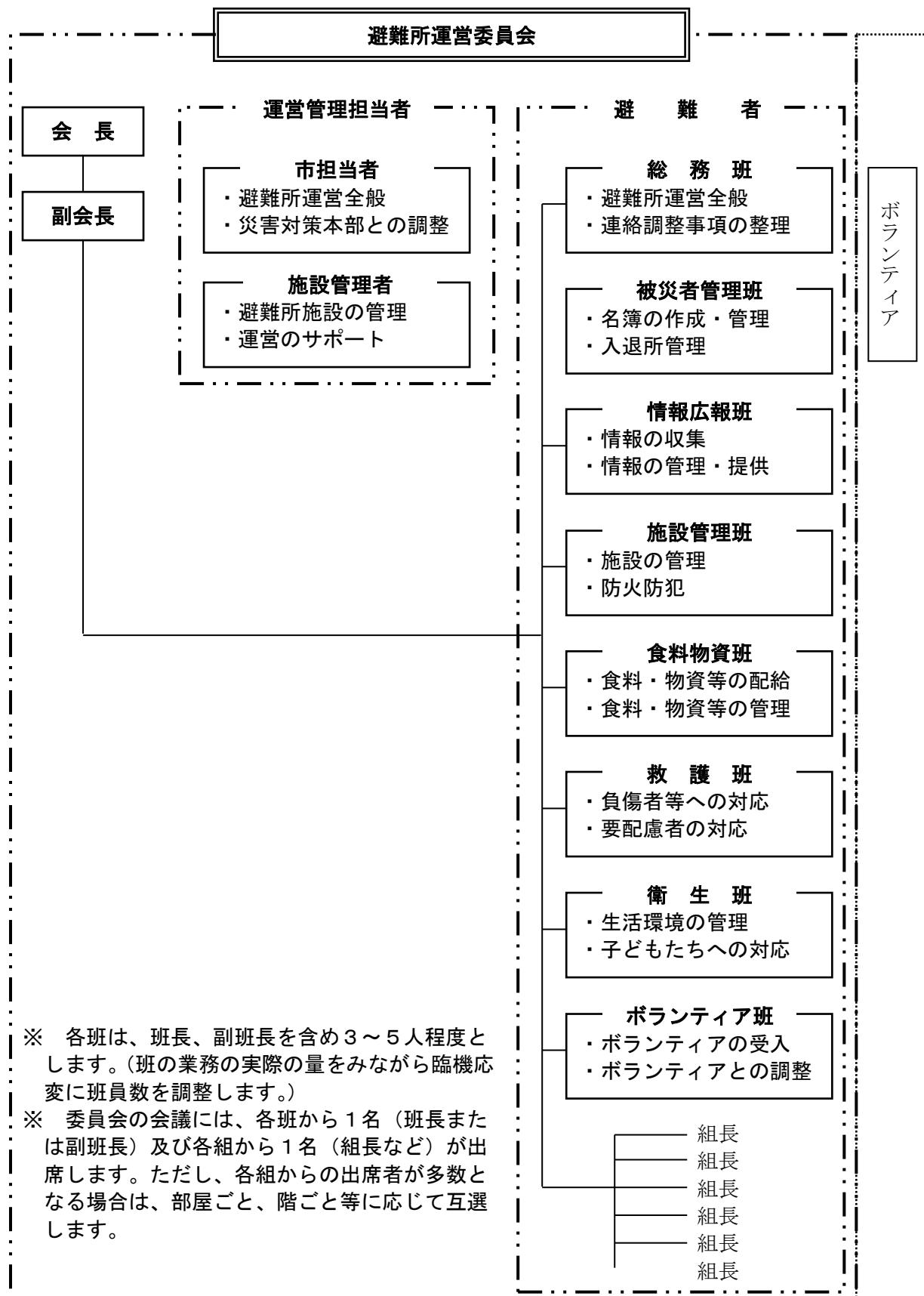
- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者等からなる避難所運営委員会を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日午前____時と午後____時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの各活動班を避難者で組織します。
- 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。ただし、住宅（家屋）をなくした人に対しては、この限りではありません。
- 4 避難者は、世帯や家族単位で「避難者名簿」に登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資などの配給を希望する在宅避難者等も登録する必要があります。
- 5 _____室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋には避難できません。また、避難所では居住スペースの移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料・生活物資は、避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) 粉ミルク・おかゆ・おむつなどの特別な要望は、個別に対応します。
 - (5) 食物アレルギーのある方は、原材料などを確認してください。
- 7 消灯は、午後____時です。廊下は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
- 8 放送は、午後____時で終了とします。
- 9 電話は、午前____時から午後____時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。公用電話は臨時仮設電話を利用して下さい。
- 10 トイレは、各トイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
- 11 避難所の清掃は、午前____時、午後____時に、避難者が交替で行うこととします。
- 12 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 13 飲酒は自粛してください。委員会の許可を得た場合のみ、所定の場所でお願いします。
- 14 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 15 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 16 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 17 感染予防のため、手洗い・うがい・咳エチケット・消毒を励行することとします。
- 18 体調不良がある方は、お知らせください。
- 19 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

※ 下線部は避難所に応じて任意に設定します。

避難所設置後、速やかに掲示する等避難者に周知します。

避難所運営委員会系統図



※ 各班は、班長、副班長を含め3～5人程度とします。(班の業務の実際の量をみながら臨機応変に班員数を調整します。)

※ 委員会の会議には、各班から1名(班長または副班長)及び各組から1名(組長など)が出席します。ただし、各組からの出席者が多数となる場合は、部屋ごと、階ごと等に応じて互選します。

様式 1－2

避難所運営委員会名簿

年 月 日現在

<運営管理責任者>

会長			
副会長			
市担当者			
施設管理者			

<避難所活動班> (各班長 1名に◎印、副班長 1名に○印を記入)

班名	氏名	組名	氏名	組名	氏名	組名
総務班						
被災者管理班						
情報広報班						
施設管理班						
食料物資班						
救護班						
衛生班						
ボランティア班						

<各組代表者>

組名	氏名	組名	氏名	組名	氏名

様式 1－3

避難所運営委員会運営規約（案）

（目的）

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役員）

第2条 委員会には、会長1名、副会長__名を置く。

2 会長は、委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 避難者で構成する組の代表者
- (3) 第4条第2項に掲げる班の代表者
- (4) 市担当者
- (5) 施設管理者

（任務）

第4条 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、具体的な業務を執行するため、避難者で編成する班を、次のとおり設置する。

- (1) 総務班
- (2) 被災者管理班
- (3) 情報広報班
- (4) 施設管理班
- (5) 食料物資班
- (6) 救護班
- (7) 衛生班
- (8) ボランティア班
- (9) その他委員会が必要と認める班

（総務班の業務）

第5条 総務班は、主として松山市災害対策本部事務局との連絡調整事項の整理、避難所の管理及び報道発表等への協力、その他、他の班の業務の属さないことに関するを行う。

2 総務班は、第14条に掲げる委員会の会議の事務局を務める。

（被災者管理班）

第6条 被災者管理班は、避難者の名簿の作成・管理、安否確認への対応、郵便物等の取り次ぎ等に関するを行う。

2 被災者管理班は、近隣の在宅避難者についても把握に努める。

3 避難者名簿は、世帯ごとに作成する。

（情報広報班）

第7条 情報広報班は、情報収集、情報発信、情報伝達等に関するを行う。

（施設管理班）

第8条 施設管理班は、避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯等に関するを行う。

(食料物資班)

第9条 食料物資班は、食料・物資の調達、受入れ、管理、配布等に関するを行う。

- 2 食料・物資の配布は、公平性の確保に最大限配慮して行う。
- 3 配布は、組ごとに行うことを原則とする。
- 4 避難者以外の近隣の在宅避難者にも等しく食料等を配布する。

(救護班)

第10条 救護班は、医療・介護活動等に関するを行う。

- 2 救護班は、要配慮者等特別のニーズのある被災者への支援を行う。
- 3 避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(衛生班)

第11条 衛生班は、ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水等に関するを行う。

(ボランティア班)

第12条 ボランティア班は、ボランティアの受入れ、管理等に関するを行う。

(会議の開催)

第13条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前____時と午後____時に定例会議を開催する。ただし、必要に応じ臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第14条 会議は、第3条に掲げる者が出席する。ただし、同条第2号に掲げる組の代表者数が多いときには、互選により委員会の会議への出席者を選ぶことができるものとし、同条第3号に掲げる班員の属する班からは、原則1名（班長又は副班長）が出席するものとする。

- 2 委員会の会議で承認されたときは、自治会、町内会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、会議に出席し意見を述べることができる。

(廃止)

第15条 委員会は、避難所の閉鎖とともに廃止する。

(その他)

第16条 この規約に規定されていない事項や規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

様式 2

避難所開設チェックリスト

項目	対応項目	確認
1 避難所への到着	・建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	<input type="checkbox"/>
2 施設管理者・市担当者の到着	・到着していない場合は、そのまま業務続行	<input type="checkbox"/>
	・建物は傾いていないか	<input type="checkbox"/>
3 建物の安全確認	・火災は発生していないか、ガス漏れはないか	<input type="checkbox"/>
※ 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない (様式 3)	・建物に大きなひび割れはないか	<input type="checkbox"/>
	・窓ガラス等の危険な落下物がないか	<input type="checkbox"/>
	・自動車乗り入れの規制	<input type="checkbox"/>
4 避難所の本部を設置	・運営業務場所の安全確認	<input type="checkbox"/>
5 設備・ライフライン確認	・電気・放送設備が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・無線機が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・水道が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・電話・FAXが使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・周辺の道路状況把握(避難者等からの情報収集)	<input type="checkbox"/>
6 災害対策本部への報告	・避難所設置及び状況について報告(様式 6-1)	<input type="checkbox"/>
7 避難者受入れスペースの確保・指定	・安全な部屋・スペースを確保し、避難者を誘導	<input type="checkbox"/>
	・室内の整理等については避難者へ協力を依頼し処理	<input type="checkbox"/>
8 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録(様式 5-1)	<input type="checkbox"/>
9 避難者への説明	・避難所共通ルールの配布・説明	<input type="checkbox"/>
	・トイレの使用場所・火気取扱について説明	<input type="checkbox"/>
	・避難者の未登録者への登録依頼	<input type="checkbox"/>
10 非常用設備・資機材等の確認	・資機材等の確認	<input type="checkbox"/>
	・非常用設備等の確認	<input type="checkbox"/>
11 災害対策本部への要請事項の整理・報告	・不足食料・物資の整理・要請	<input type="checkbox"/>
	・応援要員の要請	<input type="checkbox"/>

※ 原則として市担当者がチェックしながら業務を行います。

※ 市担当者が不在で、かつ緊急の場合には、施設管理者がその役割を補完します。

※ 市担当者、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、避難者リーダーが行います。

様式3-①

避難所施設被害状況チェックリスト（鉄骨造用）

<p>1. 建物概要</p> <p>所在 地 : _____</p> <p>建物名称 : _____ 建物用途 : _____</p> <p>管 理 者 氏名 : _____ 建 設 年 : _____</p>
<p>2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。</p> <p>質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？</p> <p>A. 生じていない。 B. 生じた。 C. ひどく生じた。</p> <p>質問2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか？</p> <p>A. 沈下していない。 B. 沈下は数cm程度と少ない。 C. 沈下は10cm以上である。</p> <p>質問3. 建物が傾斜しましたか？</p> <p>A. 見た目だけでは判らない。 B. 目で見てかすかに傾斜している。 C. 目で見て明らかに傾斜している。</p> <p>質問4. 建物の外壁が壊れましたか？</p> <p>A. 壁面にわずかな割れ目（以下「亀裂」と呼ぶ）が生じている。壊れていない場合も含む。 B. わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている。 C. 壊れて部分のあるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「亀裂」が入っているか、あるいは、剥がれて落下しそうである。 (なお、ひさし・バルコニー・屋外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えて下さい。)</p> <p>質問5. 建物の内壁が壊れましたか？</p> <p>A. わずかな亀裂が生じている。壊れていない場合も含む。 B. わずかな落下が生じている。 C. 壁が部分のあるいは大きく剥がれ落ちている。</p> <p>質問6. 床が壊れましたか？</p> <p>A. いいえ。 B. 少し傾いている。下がっている。 C. 大きく傾いている。下がっている。</p> <p>質問7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？</p> <p>A. 健全である。内外装など仕上げのために見えない場合も含む。 B. コンクリートの損傷は、亀裂が少し見られる程度である。 C. コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにとめているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている。</p> <p>質問8. 筋交い（すじかい）が切斷しましたか？</p> <p>筋交いには、天井面に配された水平筋交いと壁面に配された鉛直筋交いとがあります。鉛直筋交いは、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。</p> <p>A. 筋交いに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げのために見えない場合も含む。 B. 筋交いの破断が極わずか見られる程度である。あるいは、よく見ると筋交いの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の兆候がみられる。 C. 筋交いの破断が各所で見られ、切れた筋交いの本数は全体の本数の半分程度である。</p>

様式 3-①(裏)

質問 9. ドア・窓などが壊れましたか?

- A. わずかな亀裂程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む。
- B. ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、角(カド)の部分に亀裂などが生じている。
- C. ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている。(Cの解答はありません。)

質問 10. 天井や照明器具などが壊れましたか?

- A. 壊れていない。
- B. 落ちそうになっている。
- B. 落下した。(何が:) (Cの解答はありません。)

質問 11. その他目についた被害を記入して下さい。

3. 質問 1~10 を集計して下さい。

集計	A ()	B ()	C ()
----	----------	----------	----------

※ C の答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問 1~8 に B の答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。

※ それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

様式3-②

避難所施設被害状況チェックリスト（鉄筋コンクリート造用）

1. 建物概要 所在 地： 建物名称： 管 理 者：氏名	建物用途： 建 設 年：
2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。	
質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？ A. いいえ。 B. 生じた。 C. ひどく生じた。	
質問2. 建物が沈下していますか？ あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？ A. いいえ。 B. 10cm 以上沈下している。 C. 20cm 以上沈下している。	
質問3. 建物が傾斜しましたか？ A. いいえ。 B. 傾斜しているような感じがする。 C. 明らかに傾斜した。	
質問4. 床が壊れましたか？ A. いいえ。 B. 少し傾いている。下がっている。 C. 大きく傾斜している。下がっている。	
質問5. 柱が折れましたか？ A. いいえ。 B. コンクリートが剥がれている。 B. 大きなひびが入っている。 B. 中の鉄筋が見えている。 C. 壁がくずれている。	
質問6. 壁が壊れましたか？ A. いいえ。 B. コンクリートが剥がれている。 B. 大きなひびが入っている。 B. 中の鉄筋が見えている。 C. 壁がくずれている。	
質問7. 外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？ A. いいえ。 B. 落下しそう。(何が：) B. 落下した。(何が：) (C の解答はありません。)	
質問8. 天井、照明器具が落下しましたか？ A. いいえ。 B. 落下しそう。(何が：) B. 落下した。(何が：) (C の解答はありません。)	
質問9. ドアや窓が壊れましたか？ A. いいえ。 B. ガラスが割れた。 B. 建具・ドアが動きにくい。 B. 建具・ドアが動かない。 (C の解答はありません。)	
質問10. その他目についた被害を記入してください。	

3. 質問1～9を集計して下さい。			
集 計	A ()	B ()	C ()

※ Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～7にBの答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。

※ それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

様式3-③

避難所施設被害状況チェックリスト（木造用）

1. 建物概要 所在 地： 建物名称： 建物用途： 管 理 者： 氏名 建 設 年：			
2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。			
質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？ A. いいえ。 B. 生じた。 C. ひどく生じた。			
質問2. 建物の足元（基礎）が壊れましたか？ A. いいえ。 B. 壊れたところがある。 C. ひどく壊れた。			
質問3. 建物が傾斜しましたか？ A. いいえ。 B. 傾斜したような感じがする。 C. 明らかに傾斜した。			
質問4. 床が壊れましたか？ A. いいえ。 B. 少し傾いた、下がった。 C. 大きく傾いた、下がった。			
質問5. 柱が折れましたか？ A. いいえ。 B. 割れを生じたものがある。 C. 完全に折れたものがある。			
質問6. 内部の壁が壊れましたか？ A. いいえ。 B. ひび割れや目透きが生じた。 C. 土壁が落ちたり、ボードがはらんだりした。			
質問7. 外壁のモルタルが落下しましたか？ A. いいえ。 B. 落下しかけている。 C. 落下した。（Cの解答はありません。）			
質問8. 屋根瓦が落下しましたか？ A. いいえ。 B. ずれた。 C. 落下した。			
質問9. 建具やドアが壊れましたか？ A. いいえ。 B. 建具・ドアが動きにくい。 C. 建具・ドアが動かない。			
質問10. ガラスが割れましたか？ A. いいえ。 B. 数枚割れた。 C. 沢山割れた。（Cの解答はありません。）			
質問11. 天井、照明器具が落下しましたか？ A. いいえ。 B. 落下しかけている。 C. 落下した。			
質問12. その他目についた被害を記入して下さい。			

3. 質問1～11を集計して下さい。			
集 計	A ()	B ()	C ()

※Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～8にBの答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、建築物応急危険度判定士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。

※それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、建築物応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

ひなんしやめいぼ
避難者名簿

避難者 → 被災者管理班(市担当者)

※名簿は代表者が書きます。生活支援に必要です。

ひなんしょ きたにちじ 年 月 日 時 分

避難所名【

】

No.

ひなん ほうほう 避難の方法	1 避難者（避難所で生活する） ざいたくひさいしゃ じたく せいかつ	2 帰宅困難者（一時的に避難所に泊まる） きたくこんなんしゃ いちじてき ひなんしょ と
	3 在宅被災者（自宅で生活する） ざいたくひさいしゃ じたく せいかつ	4 その他（ ）

①	ちょうないかいめい 町内会名				
②	ふりがな 名前（なまえ） だいひょうしゃ (代表者)	ねんれい 年齢	せいべつ 性別 (未記入可)	けんこう 健康	き 気をつけてほしいこと・ きょうりょく 協力できること
				よい わるい 良・悪	
				良・悪	
				良・悪	
				良・悪	
③	じゅうしょ 住 所				
	でんわ 電 話	じたく けいたい 【自宅 / 携帯】			
	じたく ひがい 自宅の被害	1. なし 2. 壊れて住めない(全壊) 3. 修理しないと住めない(半壊) 4. 壊れたが住める(一部損壊) 5. 水に浸かった(浸水) 6. 水がない(断水) 7. 電気がない(停電) 8. ガスがない(ガス停止) 9. その他()			
④	きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先	なまえ 【名前】 じゅうしょ 【住所】	かんけい 【関係】	でんわばんごう 【電話番号】	
⑤	ペ と ペット	いない・いる (種類:)	くるま 車	あり · なし (車種、色、ナンバー)	

⑦	こじんじょうほう 個人情報	あんびかくにん めいぼ 安否確認のため、名簿の情報を公表してもよいですか？			はい・いいえ
---	------------------	---	--	--	--------

ここから下は、運営委員会が書きます。

⑧	避難区分	1. 避難所 2. テント(敷地内) 3. 車(敷地内) 4. 自宅 5. その他()			
	避難所内 居住スペー ス	一般 · 個室 その他()	場所		避難者 グループ
⑨	体調不良者	なし・あり	要配慮者	なし・あり	けが
	特記事項				なし・あり

⑩	退所日時	年 月 日 時 分			
	行き先	自宅・その他(【住所】)		【電話】)

ひなんしやめいほ
避難者名簿

記入例

避難者 → 被災者管理班(市担当者)

※名簿は代表者が書きます。生活支援に必要です。

ひなんしょ きたにちじ ねん つき ひ じ ふん
避難所に来た日時 ○年 ×月 △日 10時00分

ひなんしょめい 避難所名【松山公民館】

No.

ひなん ほうほう 避難の方法	① ひなんしや ひなんしょ せいかつ 避難者(避難所で生活する) ざいたくひさいしゃ じたく せいかつ	2 きたくこんなんしや いちじてき ひなんしょ と 帰宅困難者(一時的に避難所に泊まる)
	3 在宅被災者(自宅で生活する)	4 その他()

①	ちょうないかいめい 町内会名	松山町内会				
②	ふりがな 名前(なまえ)		ねんれい 年齢	せいべつ 性別 (未記入可)	けんこう 健康	き 気をつけてほしいこと・ きょうりょく 協力できること
	だいひょうしや まつやま はなこ (代表者) 松山 花子		30	女	よい わるい 良・悪	・基礎疾患 ・アレルギー ・避難所運営に生かせる資格等
					良・悪	
					良・悪	
					良・悪	
③	じゅうしょ 住 所	松山市〇〇町□□-××				
	でんわ 電 話	じたく けいたい 【自宅 / 携帯】	〇〇〇-□□□□-×××			
④	じたく ひがい 自宅の被害	1. なし 2. 壊れて住めない(全壊) 3. 修理しないと住めない(半壊) 4. 壊れたが住める(一部損壊) 5. 水に浸かった(浸水) 6. 水がない(断水) 7. 電気がない(停電) 8. ガスがない(ガス停止) 9. その他()	なまえ まつやま たろう 【名前】松山 太郎	かんけい 【関係】夫	でんわばんごう 【電話番号】〇〇〇-□□□□-×××	
⑤	ペット	いない・いる (種類: 犬)	⑥ くるま 車	あり・なし (車種、色、ナンバー)		
⑦	こじんじょうほう 個人情報	あんぴかくにん 安否確認のため、名簿の情報を公表してもよいですか?			はい・いいえ	

した うんえいいいんかい か
ここから下は、運営委員会が書きます。

⑧	避難区分	2. 避難所 2. テント(敷地内) 3. 車(敷地内) 4. 自宅 5. その他()				
	避難所内 居住スペー ス	一般・個室 その他()	場所		避難者 グルー プ	
⑨	体調不良者	なし・あり	要配慮者	なし・あり	けが	なし・あり
	特記事項					

⑩	退所日時	年 月 日 時 分				
	行き先	自宅・その他(【住所】 【電話】)				

様式 4-2

被災者管理班 → 市担当者 → 災害対策本部事務局（避難所所管部局）

(避難所名)

No.

避難者一覧表

世帯区分 (注1)	ふりがな 氏 名	避難 状態 (注2)	年 齢	性別	住 所 電 話	入所日時 退所日時	情報 公開 不可 (注3)	備 考 (注4)
1				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
2				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
3				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
4				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
5				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
6				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
7				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
8				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
9				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
10				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
11				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
12				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
13				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
14				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
15				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
16				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
17				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
18				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
19				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		
20				男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		

◎ 被災者管理班は、避難者が記入した避難者名簿を取りまとめ、この一覧表を作成します。

◎ (注1) 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切れます。

◎ (注2) 避難状態は避難者名簿と同様に次の区分とし、記号で記入します。

ア. 避難所避難者 イ. テント泊 ウ. 車中泊 エ. 在宅避難者 オ. 帰宅困難者 ハ. その他

◎ (注3) 安否確認のための情報公開について希望なしの場合には、○印を記入します。

◎ (注4) 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。

避難所状況報告書（初動期用）

災害対策本部事務局 : FAX 987-7744 TEL 987-7000

避難所名		開設 日時	年 月 日 時 分	避難 種別	準備情報・勧告・指示 自主避難	閉鎖 日時	年 月 日 時 分
------	--	----------	-----------------------	----------	--------------------	----------	-----------------------

	第1報（収集後すぐ）	第2報（3時間後）	第3報（6時間後・閉鎖時）	
送信者名				
災害対策本部事務局受信者				
報告日時	月　日　時　分	月　日　時　分	月　日　時　分	
受信手段	インターネット・FAX・電話・伝令・ その他（　　）	インターネット・FAX・電話・伝令・ その他（　　）	インターネット・FAX・電話・伝令・ その他（　　）	
受信先番号				
人　数	約　　人	約　　人	約　　人	
世　帯	約　　世帯	約　　世帯	約　　世帯	
建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険			
周辺状況	人命救助	不要・必要(約　ヶ所　人)・不明	不要・必要(約　ヶ所　人)・不明	不要・必要(約　ヶ所　人)・不明
	火　災	なし・延焼中(約　件)・大火の危険	なし・延焼中(約　件)・大火の危険	なし・延焼中(約　件)・大火の危険
	ライフライン	停電・ガス停止・断水・電話不通	停電・ガス停止・断水・電話不通	停電・ガス停止・断水・電話不通
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				
参考した市担当者				
参考した施設管理者				

様式 6－1 避難所状況報告書の使用方法と注意事項

第1報～第3報は、同じ用紙に記入すること。

〔第1報〕

- 市担当者は、避難所に到着したら、速やかに第1報を災害対策本部事務局に報告する。
- 「受信手段」は、避難所で受信可能な方法を選択して○印を付けること。
- 避難所から、インターネットや電話により災害対策本部事務局に連絡できないときは、FAX や伝令により連絡する。
- 地域の周辺状況のうち「火災」は、避難所管内地域の状況を記入し、その他の周辺地域の情報は、「緊急を要する事態」欄に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の要否については、「人命救助」の要否については、何カ所、何人くらいの救助の必要があるのか記入すること。
- 「停電」、「断水」等の被害については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。
- 「世帯数」は、様式6が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することも可能。

〔第2報〕

- 市担当者は、大規模災害時または災害対策本部事務局から指示がある場合は災害発生後おおむね3時間以内に、避難者数や避難所状況に変動がある場合は都度、第2報を災害対策本部事務局に報告する。
- 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについても、「緊急を要する事項」の欄に記入し、報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第3報〕

- 市担当者は、大規模災害時または災害対策本部事務局から指示がある場合は災害発生後おおむね6時間以内に、避難者数や避難所状況に変動がある場合は都度、第3報を災害対策本部事務局に報告する。
- 報告内容は、第2報と同様とする。

避難所状況報告書（第 報）

避難所名		施設管理者職氏名			
送信者所属氏名		災害対策本部受信者名			
報告日時		避難所 FAX・TEL			
世帯数	現在数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)		
内訳	避難者	(※) 世帯	(※) 世帯		
	在宅避難者	(※) 世帯	(※) 世帯		
	帰宅困難者	(※) 世帯	(※) 世帯		
	合 計	(※) 世帯	(※) 世帯		
人 数	現在数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)		
内訳	避難者	(※) 人	(※) 人		
	在宅避難者	(※) 人	(※) 人		
	帰宅困難者	(※) 人	(※) 人		
	合 計	(※) 人	(※) 人		
運営状況	組	編成済み・未編成	地域状況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中
	避難所運営委員会	設置済み・未編成		ライフライン	停電・ガス停止・断水・電話不通
	活動班	編成済み・未編成		道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
避難所対応人数	市職員数	ボランティア人数	その他人数	合計人数	
	人	人	人	人	
避難所運営委員会 会長名・連絡先	TEL FAX				
避難所運営委員会	対 応 状 況			今後の要求、展開	
連絡事項	総務班				
	被災者管理班				
	情報広報班				
	施設管理班				
	食料物資班				
	救護班				
	衛生班				
	ボランティア班				
	市担当者				
施設管理者					
対処すべき事項、予見される事項（水・食料の過不足 物資の過不足 体調不良者の発生状況 避難所の生活環境 等）					

※ 内訳欄の（ ）内には屋外避難者、車中避難者等を記入すること。

様式5－2「避難所状況報告書」記載要領

※ 大規模災害時または災害対策本部事務局から指示がある場合は毎日_____時に、災害対策本部事務局に報告すること。避難所開設から第3報（6時間後）までは、様式5－1（初動期用）により報告すること。

※上記以外でも避難者数や避難状況に変動があった場合は都度報告すること。

- 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策等を記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。
- 物資と食料については、別紙様式を使用する。

(注)

「避難者」・・・自宅に住めなくなり、避難所で生活している者

「在宅避難者」・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給などを受ける者

「帰宅困難者」・・・出張や旅行等で交通機関が不通のため帰宅できなくなった者

この報告用紙は、保管する。

様式6

避難所 → 災害対策本部事務局

派遣職員等依頼書

発信日時	月 日 時 分
避難所名	
避難所住所	
依頼者	FAX TEL
依頼内容	
自治体職員等関係	(派遣が必要な業務の内容・人数等を具体的に記入)
ボランティア関係	(派遣が必要な業務の内容・人数等を具体的に記入)

災害対策本部事務局 → 避難所

発信日時	月 日 時 分
災害対策本部事務局 発信者名	FAX TEL
回答内容	
自治体職員等関係	
ボランティア関係	

事務引継書

避難所名		
引継日時	月 日 時 分	
引継者	前任者	後任者
避難者の 移動状況		
避難者からの 要望事項		
行政等の 対応状況		
ボランティアの 活動状況		
施設管理者との 打合せ事項		
避難所運営委員会 の活動状況		
その他		

様式8-1

避難所 → 災害対策本部事務局 → 配送担当者 → 災害対策本部事務局

物 資 依 頼 伝 票

① 避 難 所	発信日時	月	日	時	分	避難所 伝票NO.
	ふりがな 避難所名					
	避難所住所 FAX・TEL					
	発注依頼者 FAX TEL					
	大分類		中分類		小分類	
	品名		商品コード			
	サイズ等					
数量						

- 食料物資班は、一品目ごとに1枚の伝票を記入してください。
- サイズや性別等は、「サイズ等」の欄に記入し、数量はキリのいい数で注文してください。
- 商品コードは、様式9-3「物資・食材の分類」の大分類・中分類・小分類の番号を参照してください。
(例) 品名「タオル」：商品コード「5-6-1」
- 食料物資班は、伝票を記入後、様式9-2「避難所物品受払簿」の伝票No.と依頼数量を転記し、市担当者に渡してください。
- 市担当者は、原則としてFAXで災害対策本部事務局に要請し、FAXが使用できない場合は、必ず控えを残しておいてください。

② 災 害 対 策 本 部 事 務 局	受信日時	月	日	時	分	本部 伝票NO.
	本部受信者 FAX TEL					
	調達方法					
	配送方法					

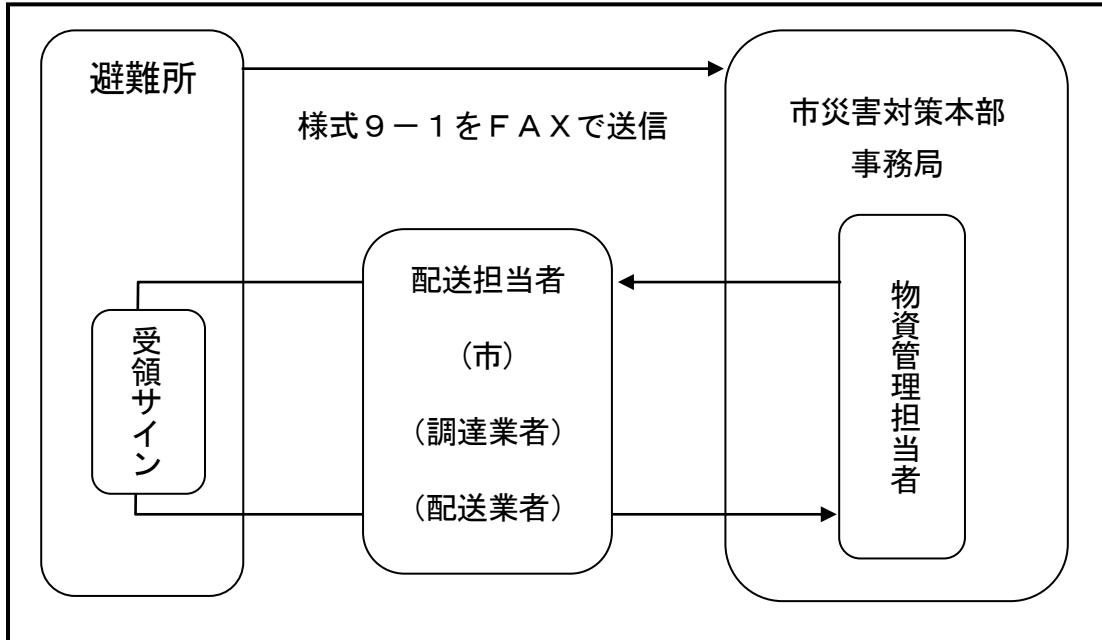
③ 配 送 担 当 者	出荷日時	月	日	時	分	
	配達者名	FAX TEL				
	配達日時	月	日	時	分	
	避難所受領サイン					

④ 本 部 事 務 局	伝票受領者名					
----------------------------	--------	--	--	--	--	--

様式9－1「物資依頼伝票」記載方法及び使用方法

- 1 避難所では、伝票の①の枠内に必要事項を記入する。
 - (1) 食料物資班は、一品目ごとに1枚の伝票を記入する。
 - (2) 食料物資班は、伝票記入後、依頼する品目ごとの様式9－2「避難所物品受払簿」に依頼数量と伝票Noを転記し、伝票を市担当者に渡す。
 - (3) 市担当者は、食料物資班から受けた伝票に必要事項を記入の上、発注依頼者欄に署名して、災害対策本部事務局に伝票を送付する。
- 2 災害対策本部事務局では、伝票の②の枠内に必要事項を記入する。
 - (1) 物資調達方法及び配送方法を記入する。
 - (2) 配送担当者に伝票を渡す。
- 3 配送担当者は、伝票③の枠内に必要事項を記入する。
 - (1) 配送担当者は、伝票の③の枠内に避難所の市担当者のサインを受けてから物資を渡す。
 - (2) 市担当者が不在の時は、食料物資班の班長のサインを受ける。
 - (3) 配送担当者は、物資搬送後、伝票を災害対策本部事務局の物資管理担当者に渡す。
 - (4) 食料物資班の班長がサインをした場合は、その旨を市担当者に連絡する。
 - (5) 食料物資班は様式9－2「避難所物品受払簿」に数量等を記入する。
- 4 災害対策本部事務局の物資管理担当者は、物資管理台帳にその内容を記入し、伝票とともに保管する。

＜物資依頼伝票の受け渡し順序＞



※ 各担当者は、確実に伝票の受け渡しを行うこと。

避難所物品受払簿

※ この用紙は、避難所で保管しておく。

様式8-1「物資依頼伝票」により物資を依頼した場合は、「依頼」の欄に依頼数を記入し、備考欄に「避難所伝票No.」を記入する。

物資・食材の分類

出典：愛媛県救援物資供給マニュアル令和2年3月改定「品目分類表」

No	大項目コード	大項目	中項目コード	中項目	小項目コード	小項目	単位
1	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000001	主食類(米・パン等)	食
2	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000002	精米	キロ
3	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000003	アルファ化米	個
4	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000004	菓子パン	個
5	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000005	惣菜パン	個
6	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000006	即席麺(カップ)	個
7	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000007	即席麺(袋)	食
8	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000008	乾パン	個
9	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000009	おにぎり	個
10	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000010	パックご飯(約180g)	個
11	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000011	弁当	個
12	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000012	缶詰(主食)	個
13	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000013	アレルギー対応食品(主食)	食
14	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000014	その他(主食類)	任意
15	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000015	副食(加工食品等)	食
16	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000016	缶詰(おかず)	個
17	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000017	缶詰(フルーツ)	個
18	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000018	みそ汁	食
19	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000019	スープ	食
20	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000020	レトルト(カレー)	個
21	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000021	レトルト(その他)	個
22	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000022	栄養補助食品	個
23	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000023	アレルギー対応食品(副食)	食
24	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000024	その他(副食)	任意
25	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000025	粉ミルク(約800g)	缶
26	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000026	粉ミルク(アレルギー対応)(約800g)	缶
27	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000027	液体ミルク	本
28	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000028	離乳食	食
29	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000029	介護食品	食
30	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000030	その他(ベビーフード・介護用品)	個
31	01	食料	0004	菓子類	000031	菓子類	個
32	01	食料	0004	菓子類	000032	アレルギー対応食品(菓子類)	食
33	02	飲料	0005	飲料	000033	飲料(500ml)	本
34	02	飲料	0005	飲料	000034	水(500ml)	本
35	02	飲料	0005	飲料	000035	水(1リットル)	本
36	02	飲料	0005	飲料	000036	水(2リットル)	本
37	02	飲料	0005	飲料	000037	お茶(500ml)	本
38	02	飲料	0005	飲料	000038	お茶(1リットル)	本
39	02	飲料	0005	飲料	000039	お茶(2リットル)	本
40	02	飲料	0005	飲料	000040	お茶(ティーパック)	袋
41	02	飲料	0005	飲料	000041	スポーツドリンク(500ml)	本
42	02	飲料	0005	飲料	000042	スポーツドリンク(2リットル)	本
43	02	飲料	0005	飲料	000043	経口補水液(500ml)	本
44	02	飲料	0005	飲料	000044	茶葉	袋
45	02	飲料	0005	飲料	000045	コーヒー(缶・ペットボトル)	本
46	02	飲料	0005	飲料	000046	コーヒー(インスタント)	キロ
47	02	飲料	0005	飲料	000047	ゼリー飲料	個
48	02	飲料	0005	飲料	000048	野菜ジュース	本
49	02	飲料	0005	飲料	000049	その他(飲料)	本
50	03	衣類	0006	防寒着	000050	防寒着 男性用	着
51	03	衣類	0006	防寒着	000051	防寒着 女性用	着
52	03	衣類	0006	防寒着	000052	防寒着 子供用	着
53	03	衣類	0006	防寒着	000053	その他(防寒着)	着
54	03	衣類	0007	トレーナー	000054	トレーナー 男性用	着
55	03	衣類	0007	トレーナー	000055	トレーナー 男性用(S)	着
56	03	衣類	0007	トレーナー	000056	トレーナー 男性用(M)	着
57	03	衣類	0007	トレーナー	000057	トレーナー 男性用(L)	着
58	03	衣類	0007	トレーナー	000058	トレーナー 女性用	着
59	03	衣類	0007	トレーナー	000059	トレーナー 女性用(S)	着
60	03	衣類	0007	トレーナー	000060	トレーナー 女性用(M)	着
61	03	衣類	0007	トレーナー	000061	トレーナー 女性用(L)	着
62	03	衣類	0007	トレーナー	000062	トレーナー 子供用	着
63	03	衣類	0007	トレーナー	000063	トレーナー 子供用(〜120)	着
64	03	衣類	0007	トレーナー	000064	トレーナー 子供用(〜140)	着
65	03	衣類	0007	トレーナー	000065	その他(トレーナー)	着

66	03	衣類	0008	Tシャツ	000066	Tシャツ 男性用	着
67	03	衣類	0008	Tシャツ	000067	Tシャツ 男性用(S)	着
68	03	衣類	0008	Tシャツ	000068	Tシャツ 男性用(M)	着
69	03	衣類	0008	Tシャツ	000069	Tシャツ 男性用(L)	着
70	03	衣類	0008	Tシャツ	000070	Tシャツ 女性用	着
71	03	衣類	0008	Tシャツ	000071	Tシャツ 女性用(S)	着
72	03	衣類	0008	Tシャツ	000072	Tシャツ 女性用(M)	着
73	03	衣類	0008	Tシャツ	000073	Tシャツ 女性用(L)	着
74	03	衣類	0008	Tシャツ	000074	Tシャツ 子供用	着
75	03	衣類	0008	Tシャツ	000075	Tシャツ 子供用(〜120)	着
76	03	衣類	0008	Tシャツ	000076	Tシャツ 子供用(〜140)	着
77	03	衣類	0008	Tシャツ	000077	その他(Tシャツ)	着
78	03	衣類	0009	ズボン	000078	ズボン 男性用	着
79	03	衣類	0009	ズボン	000079	ズボン 男性用(S)	着
80	03	衣類	0009	ズボン	000080	ズボン 男性用(M)	着
81	03	衣類	0009	ズボン	000081	ズボン 男性用(L)	着
82	03	衣類	0009	ズボン	000082	ズボン 女性用	着
83	03	衣類	0009	ズボン	000083	ズボン 女性用(S)	着
84	03	衣類	0009	ズボン	000084	ズボン 女性用(M)	着
85	03	衣類	0009	ズボン	000085	ズボン 女性用(L)	着
86	03	衣類	0009	ズボン	000086	ズボン 子供用	着
87	03	衣類	0009	ズボン	000087	ズボン 子供用(〜120)	着
88	03	衣類	0009	ズボン	000088	ズボン 子供用(〜140)	着
89	03	衣類	0009	ズボン	000089	その他(ズボン)	着
90	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000090	下着(半袖シャツ) 男性用	着
91	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000091	下着(半袖シャツ) 男性用(S)	着
92	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000092	下着(半袖シャツ) 男性用(M)	着
93	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000093	下着(半袖シャツ) 男性用(L)	着
94	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000094	下着(半袖シャツ) 女性用	着
95	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000095	下着(半袖シャツ) 女性用(S)	着
96	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000096	下着(半袖シャツ) 女性用(M)	着
97	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000097	下着(半袖シャツ) 女性用(L)	着
98	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000098	下着(半袖シャツ) 子供用	着
99	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000099	下着(半袖シャツ) 子供用(〜120)	着
100	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000100	下着(半袖シャツ) 子供用(〜140)	着
101	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000101	その他(下着半袖シャツ)	着
102	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000102	下着(ブリーフ・トランクス) 男性用	着
103	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000103	下着(ブリーフ・トランクス) 男性用(S)	着
104	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000104	下着(ブリーフ・トランクス) 男性用(M)	着
105	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000105	下着(ブリーフ・トランクス) 男性用(L)	着
106	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000106	下着(ショーツ) 女性用	着
107	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000107	下着(ショーツ) 女性用(S)	着
108	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000108	下着(ショーツ) 女性用(M)	着
109	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000109	下着(ショーツ) 女性用(L)	着
110	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000110	下着(ブリーフ等)男児用	着
111	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000111	下着(ブリーフ等)男児用(〜120)	着
112	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000112	下着(ブリーフ等)男児用(〜140)	着
113	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000113	下着(ショーツ等)女児用	着
114	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000114	下着(ショーツ等)女児用(〜120)	着
115	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000115	下着(ショーツ等)女児用(〜140)	着
116	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000116	その他(下着(ショーツ等))	着
117	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000117	下着(スポーツブラ) 女性用	着
118	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000118	下着(スポーツブラ) 女性用(S)	着
119	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000119	下着(スポーツブラ) 女性用(M)	着
120	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000120	下着(スポーツブラ) 女性用(L)	着
121	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000121	靴下(男性用)	足
122	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000122	靴下(女性用)	足
123	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000123	靴下(子供用)	足
124	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000124	ストッキング	足
125	03	衣類	0014	履物	000125	室内用スリッパ(S)	足
126	03	衣類	0014	履物	000126	室内用スリッパ(M)	足
127	03	衣類	0014	履物	000127	室内用スリッパ(L)	足
128	03	衣類	0014	履物	000128	屋外用サンダル(S)	足
129	03	衣類	0014	履物	000129	屋外用サンダル(M)	足
130	03	衣類	0014	履物	000130	屋外用サンダル(L)	足
131	03	衣類	0014	履物	000131	靴(男性用)	足

132	03	衣類	0014	履物	000132	靴(女性用)	足
133	03	衣類	0014	履物	000133	靴(子供用)	足
134	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000134	手袋	双
135	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000135	長靴	足
136	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000136	作業着	着
137	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000137	その他(作業着・手袋・長靴)	任意
138	04	台所・食器	0016	食器類	000138	紙皿	枚
139	04	台所・食器	0016	食器類	000139	プラスチック皿	枚
140	04	台所・食器	0016	食器類	000140	紙コップ	個
141	04	台所・食器	0016	食器類	000141	プラスチックコップ	個
142	04	台所・食器	0016	食器類	000142	紙ボウル	個
143	04	台所・食器	0016	食器類	000143	プラスチックボウル	個
144	04	台所・食器	0016	食器類	000144	割り箸	膳
145	04	台所・食器	0016	食器類	000145	スプーン	個
146	04	台所・食器	0016	食器類	000146	フォーク	個
147	04	台所・食器	0016	食器類	000147	その他(食器類)	個
148	04	台所・食器	0017	台所用品	000148	カセットコンロ	個
149	04	台所・食器	0017	台所用品	000149	カセットボンベ	個
150	04	台所・食器	0017	台所用品	000150	浄水器	個
151	04	台所・食器	0017	台所用品	000151	その他(台所用品)	個
152	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000152	乾電池(単1)	個
153	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000153	乾電池(単2)	個
154	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000154	乾電池(単3)	個
155	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000155	乾電池(単4)	個
156	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000156	延長コード	個
157	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000157	その他(電化製品(消耗品))	個
158	05	電化製品	0019	生活家電	000158	懐中電灯	個
159	05	電化製品	0019	生活家電	000159	ランタン	個
160	05	電化製品	0019	生活家電	000160	携帯用充電器	個
161	05	電化製品	0019	生活家電	000161	洗濯機	台
162	05	電化製品	0019	生活家電	000162	乾燥機	台
163	05	電化製品	0019	生活家電	000163	掃除機	台
164	05	電化製品	0019	生活家電	000164	冷蔵庫	台
165	05	電化製品	0019	生活家電	000165	冷凍庫	台
166	05	電化製品	0019	生活家電	000166	その他(生活家電)	台
167	05	電化製品	0020	季節家電	000167	ストーブ(石油)	台
168	05	電化製品	0020	季節家電	000168	ストーブ(電気)	台
169	05	電化製品	0020	季節家電	000169	ホットカーペット	台
170	05	電化製品	0020	季節家電	000170	電気毛布	台
171	05	電化製品	0020	季節家電	000171	扇風機	台
172	05	電化製品	0020	季節家電	000172	エアコン	台
173	05	電化製品	0020	季節家電	000173	スポットクーラー	台
174	05	電化製品	0020	季節家電	000174	加湿器	台
175	05	電化製品	0020	季節家電	000175	空気清淨機	台
176	05	電化製品	0020	季節家電	000176	その他(季節家電)	台
177	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000177	シャンプー	本
178	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000178	リンス	本
179	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000179	洗面器	個
180	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000180	石鹼	個
181	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000181	ボディーソープ	本
182	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000182	洗剤(洗面・風呂用具)	個
183	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000183	歯磨き粉	個
184	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000184	歯ブラシ	本
185	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000185	かみそり	本
186	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000186	ハンドソープ	個
187	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000187	その他(洗面・風呂用具)	個
188	06	生活用品	0022	トイレ用品	000188	携帯トイレ	回分
189	06	生活用品	0022	トイレ用品	000189	簡易トイレ	台
190	06	生活用品	0022	トイレ用品	000190	便槽用防臭剤	本
191	06	生活用品	0022	トイレ用品	000191	便座用除菌剤	本
192	06	生活用品	0022	トイレ用品	000192	手指用除菌剤	本
193	06	生活用品	0022	トイレ用品	000193	手洗い用石鹼	枚
194	06	生活用品	0022	トイレ用品	000194	消臭スプレー	枚
195	06	生活用品	0022	トイレ用品	000195	その他(トイレ用品)	個
196	06	生活用品	0023	掃除用具	000196	ゴミ袋(45L)	枚
197	06	生活用品	0023	掃除用具	000197	バケツ	個
198	06	生活用品	0024	洗濯用品	000198	衣料用洗剤(洗濯用具)	個

199	06	生活用品	0024	洗濯用品	000199	その他(洗濯用品)	個
200	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000200	カイロ	個
201	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000201	カッパ・レインコート	着
202	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000202	傘	本
203	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000203	瞬間冷却材	個
204	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000204	冷却シート	枚
205	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000205	その他(防寒具・雨具・熱中症対策品)	個
206	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000206	タオル	枚
207	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000207	布団	組
208	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000208	シーツ(敷パッド)	枚
209	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000209	マットレス	枚
210	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000210	枕	個
211	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000211	毛布	枚
212	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000212	タオルケット	枚
213	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000213	段ボールベッド	セット
214	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000214	段ボールベッド(間仕切り)	枚
215	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000215	その他(寝具・タオル)	個
216	06	生活用品	0027	ろうそく・マッチ・ライター	000216	ろうそく	本
217	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000217	つめ切り	個
218	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000218	マスク	枚
219	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000219	医療用マスク	枚
220	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000220	消毒液	個
221	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000221	うがい薬	個
222	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000222	救急セット	セット
223	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000223	ビニール袋	枚
224	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000224	その他(その他生活雑貨)	個
225	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000225	生理用ナプキン	枚
226	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000226	おりものシート	枚
227	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000227	ウエットティッシュ	個
228	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000228	ウエットタオル	個
229	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000229	ティッシュ	箱
230	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000230	トイレットペーパー	巻
231	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000231	大人用おむつ(S)	枚
232	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000232	大人用おむつ(M)	枚
233	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000233	大人用おむつ(L)	枚
234	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000234	体ふきシート	枚
235	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000235	その他(ペーパー類・生理用品)	任意
236	06	生活用品	0030	ベビー用品	000236	子供用おむつ(新生児用)	枚
237	06	生活用品	0030	ベビー用品	000237	子供用おむつ(S)	枚
238	06	生活用品	0030	ベビー用品	000238	子供用おむつ(M)	枚
239	06	生活用品	0030	ベビー用品	000239	子供用おむつ(L)	枚
240	06	生活用品	0030	ベビー用品	000240	おしりふき(100枚入り)	個
241	06	生活用品	0030	ベビー用品	000241	哺乳瓶消毒液	個
242	06	生活用品	0030	ベビー用品	000242	哺乳瓶消毒ケース	個
243	06	生活用品	0030	ベビー用品	000243	哺乳瓶	個
244	06	生活用品	0030	ベビー用品	000244	哺乳瓶(使い捨て)	個
245	06	生活用品	0030	ベビー用品	000245	その他(ベビー用品)	個
246	07	作業道具	0031	作業道具	000246	防塵マスク	組
247	07	作業道具	0031	作業道具	000247	防塵ゴーグル	組
248	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000248	仮設トイレ	棟
249	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000249	組立トイレ(便槽型)	基
250	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000250	仮設トイレ(マンホールトイレ)	基
251	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000251	パーテーション(段ボール製以外)	枚
252	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000252	テント	張
253	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000253	その他(設備品)	個
254	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000254	ポリタンク(給水用ポリ袋)	個
255	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000255	土嚢袋	袋
256	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000256	フルーシート	枚
257	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000257	ロープ	m
258	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000258	簡易ベッド	台
259	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000259	担架	台
260	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000260	気泡緩衝材	m
261	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000261	その他(応急用品)	個
262	09	燃料	0034	燃料	000262	非常用電源用燃料	リットル
263	09	燃料	0034	燃料	000263	緊急車両用燃料	リットル
264	09	燃料	0034	燃料	000264	暖房用燃料	リットル

様式9

避難所(保管) → 災害対策本部事務局 → 本部食料担当者(保管)

食料供給関係受信票兼処理票

No _____

避 難 所	発信日時		月	日	AM・PM	時	分		
	避 難 所	避難所名・住所							
		発注依頼者		FAX TEL					
	依 頼	食 料	避難者用	食	食	合計	食		
		飲 料 水	在宅避難者用	(うち やわらかい食事)	本	(※食料の配給と同時に行う水やお茶など)	食		
	その他の依頼内容								
災 害 対 策 本 部 事 務 局	受信者名			災害対策本部事務局 受信票受取者名					
	処理日時			月	日	AM・PM	時	分	処理担当者
	処 理 結 果 ・ 内 容	食 料	避難者用	食	食	合計	食		
		飲 料 水	在宅避難者用	(うち やわらかい食事)	本	(※食料の配給と同時に行う水やお茶など)	食		
	発注業者			FAX TEL					
	配送業者			FAX TEL					
到着確認時間			月	日	AM・PM	時	分	処理担当者	

※ 依頼はFAXで行うことを原則とし、FAXが使用できない場合は、必ず控えを残す。

※ 避難所の市担当者は、受領時にその旨を災害対策本部事務局へ連絡する。

※ 避難者用の中には、市担当者や施設管理者等の人数も含めるものとする。

「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）

- 1 物資・食料・水などは公平に配分します。
- 2 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
- 3 物資・食料の配布は、各組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようしてください。
- 4 物資・食料の配布時に、密集状態にならないよう十分に間隔を開けて並んでください。
- 5 物資などの配布は、原則毎日_____時頃に、場所は_____で食料物資班が配布しますので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。
- 6 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送、掲示などでお伝えします。
- 7 感染症予防の観点から物資・食料の配布時は、直接手渡しはせず、机の上に並べているものから必要な数を取ってください。
- 8 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資窓口に申し込んでください。在庫がある場合はその場でお渡ししますが、在庫が無い場合は災害対策本部事務局へ要請します。入荷状況については後日窓口で確認してください。

様式 1-1

避難所での情報伝達資機材等の例

時期	必要となる主な情報	必要な機材等
初動期	<ul style="list-style-type: none">・安否情報・医療・救護に関する情報・被害情報・ライフライン等の被害情報・復旧情報・食料・飲料水等の生活物資供給情報・埋葬等に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・電話（一般電話、衛星電話、携帯電話）、FAX・パソコン（通信用機器類含む）・テレビ・ラジオ・複写機・掲示板・連絡用自転車・バイク・非常用電源（発電機・バッテリー）
展開期・安定期	<ul style="list-style-type: none">・医療・救護に関する情報・ライフライン等の復旧情報・食料・飲料水等の生活物資供給情報・長期受入れ施設に関する情報・住宅修理等に関する情報・生活再建に関する情報・雇用等に関する情報・子どもの教育に関する情報・その他	<ul style="list-style-type: none">・上記と同様・特設公衆電話、FAX

様式 1-2

情報伝達での要配慮者への対応

[視覚障がい者]
<ul style="list-style-type: none">・点字による掲示・音声による案内・トイレへの案内用のロープ設置等の工夫
[聴覚障がい者]
<ul style="list-style-type: none">・文字による伝達方法（コミュニケーションボードの活用、掲示板）・光による伝達方法（例えば、呼び出しの際にランプを点滅させて知らせる等の工夫）・手話通訳の活用
[外国人]
<ul style="list-style-type: none">・通訳者の確保（ボランティア等の協力）・翻訳機、パソコンの翻訳ソフトの活用による伝達方法の検討・多様な言語やひらがな、カタカナ等の分かりやすい言葉による表記・絵や写真の表示

要配慮者の避難行動などの特徴と主な配慮事項

区分	避難行動などの特徴と主な配慮事項
①肢体不自由者・寝たきり高齢者	移動の困難性があり、災害の認知が遅れる可能性がある。介助者との対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレス、福祉機器、補助具がない場合には移動なども大きな制約があり、車椅子、洋式トイレ、手すりなど物的配慮が必要である。支援者、家族との共同避難が遅れやすいので、家族や支援者の避難も制約される。
②視覚障がい者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。災害の認知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で、杖歩行や壁伝い移動がしやすい環境への配慮が必要である。
③聴覚・言語障がい者	災害時の情報入手が困難で、災害の認知が遅れやすい。視覚的情報が避難の際に重要となる。手話通訳や筆談などのコミュニケーション支援が不可欠である。
④内部障がい者・難病患者	補助器具や薬の投与、透析、ストーマケア等が必要なこともある。治療の継続と衛生面に配慮した設備・環境への配慮が必要である。
⑤精神障がい者・認知症	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
⑥知的障がい者 発達障がい者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な支援者が不可欠となる。わかりやすい言葉で話すことや落ち着ける環境の確保などに配慮する必要がある。
⑦乳幼児・子ども・妊婦・傷病者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮。適切な支援者が不可欠で、支援者を含め避難が制約されやすい。授乳やおむつ替えの場所、ミルクのお湯の確保などの設備・環境にも配慮が必要である。特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑧ひとり暮らし高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。支援者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
⑨性的マイノリティ	周囲からの偏見や理解の欠如に困難を感じる。多目的のトイレ、更衣室、シャワー室などの設備や性別を問わない空間・支援への配慮が必要である。
⑩外国人・旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時の連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。多言語や母国語、やさしい日本語による情報提供や通訳等の支援者の確保に努め、災害ショックや環境変化によるストレスに配慮すべきである。

※要配慮者の家族や支援者が休息できる場所や時間の確保に努める。

避難所ペット登録台帳

避難所名					No				
No	飼育者	登録日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名	
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				
	氏名： 住所： 電話：				オス メス				

避難所でのペットの飼育ルール広報文（案）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は、時間を決めて行い、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、専用の施設等への一時預かり等を検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班または衛生班）まで届け出てください。

避難所ボランティア受付表

避難所名		受付年月日			年 月 日		
No	氏名・住所・電話		性別	職 業	体温 体調確認	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：		男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)

ボランティア活動時の注意事項等

ボランティアの皆さまへ

松山市災害対策本部
避難所運営委員会

このたびはボランティア活動に参加いただき、ありがとうございます。
皆さんに、安全でまた気持ちよく活動していただくために、以下の各項目について、活動の際の留意点としてご確認いただきますようお願いいたします。

1 ボランティア保険への加入はお済みですか？

ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない場合は、ボランティアセンターへお問い合わせの上、保険加入をお願いいたします。
※ ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）があります。また、大規模な災害の場合には、その災害を特定した保険が制定されていることもあります。

2 ボランティア活動の際には、受付時に渡される腕章や名札等の「ボランティア証」を身に付けてください。

3 グループで仕事をお願いする場合には、グループ内でリーダーを決めていただき、仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いします。

4 ボランティアの皆さんには、危険な活動はお願いしませんが、疑問等があれば、作業に取りかかる前にボランティアセンター等にご相談ください。

5 体調の変化や健康管理等は、皆さん各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いします。

6 被災者の気持ちやプライバシーには十分配慮し、マナーのある行動や発言・言葉づかいに心がけましょう。

7 感染症発生防止のため、避難所で活動を行う場合には、事前に体温測定と健康チェックを行ってください。（発熱や症状のある方は受入れできません）

8 感染症発生防止のため、避難所ではマスクを着用し、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底にご協力ください。

9 その他

（他の留意すべき事項がある場合には記載します。）

ボランティア活動時の服装・持参品等

- 動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、革手袋、防塵マスク
- 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
- 飲料水、弁当、ごみ持ち帰り用袋
- 感染症予防資機材（マスク、手指消毒用アルコール、手袋、ガウン等）、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、救急ばんそうこう等）、タオル、ティッシュ、保険証のコピー、小銭、地図、筆記用具、メモ帳

※ 災害の種類・季節等により、必要なものを修正してからこの様式を使用します。

取材に来られた方への注意事項

避難所内で取材を行う場合には、以下の点に注意して下さい。

松山市災害対策本部
避難所運営委員会

1 取材等を行う前に、必ず受付へ申し出て下さい。

- ・取材内容の確認と受付用紙の記入をしてください。

2 避難所の感染症発生の防止にご協力ください。

- ・不要不急の取材等は自粛していただきますようお願いいたします。
- ・避難所に入る方は体温測定と健康チェックを行ってください。
- ・避難所に入る人数は、最低限の人数に留めてください。
- ・避難所では必ずマスクを着用し、出入口で手指消毒を行ってください。

3 避難所のプライバシーの保護にご協力ください。

- ・避難所では、運営責任者およびスタッフの指示に従ってください。
- ・居住区域や立ち入り禁止区域での取材はできません。
- ・避難所の撮影や、避難者にインタビューする場合は、必ず運営責任者と取材対象者の許可を取ってください。

4 避難所では「名札」や「腕章」などを付け、所属を明らかにしてください。

5 お帰りの際にも、必ず受付へお立ち寄りください。

- ・取材が終わった旨を届け出て下さい。
- ・取材に関する事は、下記へお問い合わせください。

災害対策本部事務局：089-987-7000

報道取材連絡票

年 月 日

避難所名

件 名					
受付日時	年 月 日 () 時 分				
報道機関名 及び取材者	所 属： 氏 名： 連絡先：				
掲載・放映 放送日時	活字	<input type="checkbox"/> 予定 月 日 () <input type="checkbox"/> 朝刊 <input type="checkbox"/> 夕刊 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未定	映像等	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 予定 月 日 () 時 分～ 時 分 <input type="checkbox"/> 未定
取材内容と回答 (対応者：)					

*取材後速やか（原則当日）に、災害対策本部事務局へ提出してください。

健康・保健衛生上の注意事項

【生活・衛生環境】

- 清掃や換気をこまめに行いましょう。
- ごみの分別を徹底しましょう。
- ごみは生活区域から離れた場所に置き、廃棄場所を決めて集積しましょう。
- トイレの清掃・消毒は定期的に行い、衛生管理に注意を払いましょう。
- 手洗い・うがいを励行しましょう。
- 体操に参加するなどして体を動かしましょう。
- 見守りや声かけをして、お互いに疲労の軽減や心のケアに努めましょう。
- 健康面や精神面で心配事があれば、医師や保健師の巡回時に相談しましょう。

【エコノミークラス症候群に注意！】

エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症）とは、長時間、身体を動かさないことにより、ふくらはぎの血のかたまりの一部が血流に運ばれて、肺などの血管をふさいでしまう状態で、命にかかる危険もあります。こまめに水分をとり、体操をするなど身体を動かしましょう。

【食中毒・感染症予防】

- 手指は液体石けんと流水で洗うか、消毒用アルコール剤で消毒しましょう。
- せきやくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口を覆いましょう。
- 咳の出ている人や介護をする人は、マスクをしましょう。
- 食器やコップ、かみそり、歯ブラシ、タオルは共有しないようにしましょう。
- 熱、咳、嘔吐、下痢のある場合は、個室で対応しましょう。
- 吐しや物の拭き取りには、次亜塩素酸ナトリウム液（0.01%～0.1%）を使用しましょう。

【要配慮者への配慮】 ※様式14も参考にしてください。

- 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦などを優先して、和室や空調設備のある部屋を割り当てましょう。
- トイレに行きやすい場所を福祉避難スペースとしましょう。
- 人工透析・糖尿病など慢性疾患患者への食事内容に配慮しましょう。
- 相談窓口を設置し、要配慮者のニーズに応えられるようにしましょう。
- 小麦・そば・卵・乳・落花生・エビ・カニなどアレルギーの危険性のある食物に十分注意しましょう。
- おもちゃ、絵本、文房具など子どもが安心できるものを用意しましょう。

【性差によるニーズの違いへの配慮】

- 避難所運営委員会に男性も女性も参画し、男性、女性、性的マイノリティなど多様な人々のニーズに配慮できるようにしましょう。
- 着替えなどのため人目につかない場所を確保できるよう配慮しましょう。
- 仮設トイレは男女別に配置しましょう。
- 女性用の洗濯場や物干場を設置しましょう。
- 生理用品など女性が必要とする物資の配布は、女性の担当者が担いましょう。
- 夜間は避難所のパトロールを行い、子どもや女性の安全に注意しましょう。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	<p>災害により現に被害を受け、又は受けたおそれがある者</p> <p>【福祉避難所の設置】 災害により現に被害を受け、又は受けたおそれがある者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者</p>	<p>1人・1日当たり <u>340円以内</u></p> <p>右記、対象経費の通常の実費を加算</p>	<p>災害発生の日から<u>7日以内</u></p> <p>災害発生の日から<u>7日以内</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇用上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費。 ・避難所が不足する場合や避難の長期化が見込まれる場合について、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。(利用金額は7,000円/泊・人(税込み、食事込み)の範囲内とし予め内閣府と協議) ・在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の避難所の対象経費に加えて、 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費等を加算できる。 ・公的な宿泊施設又はホテル・旅館等も、災害時に福祉避難所として利用できること。(利用金額は7,000円/泊・人(税込み、食事込み)の範囲内とし、予め内閣府と協議) ・特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。 ・在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、福祉避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配付すること。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの	<p>【建設型応急住宅】 ・1戸当たり平均<u>6,775.00円以内</u> ・応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ・集会施設の設置はおおむね50戸に1施設設置可能</p> <p>【賃貸型応急住宅】 ・費用の限度額は地域の実情に応じた額(実費) ・世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模</p>	<p>【着工時期】 災害発生の日から<u>20日以内</u></p> <p>【救助期間】 完成の日から最長2年(建築基準法85条)</p> <p>【着工時期】 災害発生の日から速やかに提供</p> <p>【救助期間】 最長2年(建設型応急住宅と同様)</p>	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
焼き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,230円以内</u>	災害発生の日から <u>7日以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人平均かつ3食でという意味である。 ・対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費 ・単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。 ・長期化する場合は、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスや質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。 ・自宅において避難生活をしている方が避難所に焼き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費	災害発生の日から <u>7日以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準として住家の被害は問わない。 ・水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<u>別記のとおり</u>	災害発生の日から <u>10日以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> ①被服、寝具及び身の回り品(洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等) ②日用品(石けん、歯みがき、トイレットペーパー等) ③炊事用品及び食器(炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等) ④光熱材料(マッチ等) ・被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。 ・この救済は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配付する等の運用は厳に慎むこと。

※下線部は特別基準の設定が可能なもの

〈別記〉 被覆、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額
 ※下線部は特別基準の設定が可能なもの

(1) 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季節(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季節(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

※夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。
 この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療及び助産	<p>【医療】 災害により医療の途を失った者</p> <p>【助産】 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者</p>	<p>救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内</p> <p>救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額</p>	<p>災害発生の日から<u>14日</u>以内</p> <p>災害発生の日から<u>7日</u>以内</p>	<p>①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護 ・あくまでも応急的な処置であること。 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術含む。</p> <p>①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 ・出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む。</p>
被災者の救助	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	災害発生の日から <u>3日（72時間）</u> 以内	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として該当地域における通常の実費	<ul style="list-style-type: none"> 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、変則として法の対象とならない 通常の避難は救出には含まない。 人の救出に限定される 被災した原因は問わない。
住宅の応急修理	<p>【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理※準半壊以上（相当）】 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>【日常生活に必要な最小限度の部分の修理※大規模半壊・中規模半壊・半壊】 ①災害のため住家が半壊（焼）し、自ら資力では応急修理をすることができない者 ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者 </p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内</p> <p>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり706,000円以内</p>	<p>災害発生の日から<u>10日</u>以内に完了</p> <p>災害発生の日から<u>3ヶ月</u>以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては<u>6ヶ月</u>以内に完了)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建築業・団体等が行う際の施工費用の合計 日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
住宅の応急修理	【日常生活に必要な最小限度の部分の修理※準半壊】 災害のため住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり343,000円以内	災害発生の日から <u>3カ月</u> 以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては <u>6カ月</u> 以内に完了)	・日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	①教科書、正規の教材:実費 ②文房具、通学用品: 小学校児童 4,800円以内 中学校生徒 5,100円以内 高等学校等生徒 5,600円以内	災害発生の日から ①教科書、教材: <u>1カ月</u> 以内 ②文房具、通学用品: <u>15日</u> 以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上): <u>219,100</u> 円以内 小人(12歳未満): <u>175,200</u> 円以内	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	①棺(附属品含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱
死体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推測される者を捜索する	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	
死体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり: <u>3,500</u> 円以内 ②死体の一時保管 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記の利用出来ない場合: 1体当たり <u>5,500</u> 円以内 注:ドライアイス購入費の実費加算可 ③捜索:救護班以外は慣行料金	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	・通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる。 ②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員等雇上費及び輸送費。 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態があり、自力では当該障害物を除去できない者	1世帯当たり <u>138,700円以内</u>	災害発生の日から <u>10日以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等。 ・生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの。 ・住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併用はできない。 ・居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
災害が発生するおそれがある場合による避難所の供与等	<p>【避難所・福祉避難所の供与】 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者（法第2条第2項）</p> <p>【要配慮者の輸送】 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者</p>	<p>避難所：1人1日当たり<u>340円以内</u></p> <p>福祉避難所：避難所限度額に加えて、通常の実費を加算</p> <p>地域の実情に応じた額（実費）</p>	<p>法第2条第2項による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間</p> <p>同上</p>	<p>災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員雇上費。 </p>
輸送費及び賃金職員雇上費	<p>【救助のための輸送費】</p> <p>【救助のための賃金職員等雇上費】</p>			<p>ア.災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送 イ.被災者の避難のための輸送 ウ.医療及び助産のための輸送 エ.被災者の救出のための輸送 オ.飲料水の供給のための輸送 カ.死体の処理のための輸送 キ.救援用物資の輸送</p> <p>ア.災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等 イ.被災者の避難のために必要な賃金職員等 ウ.炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等 エ.飲料水の供給のために必要な賃金職員等 オ.被災者の救出のために必要な賃金職員等 カ.死体の処理のために必要な賃金職員等 キ.医療及び助産のために必要な賃金職員等 ク.救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用	3,000万円以下 10/100 3,000万円越 6,000万円以下 9/100 6,000万円越1億円以下 8/100 1億円越2億円以下 7/100 2億円越3億円以下 6/100 3億円越5億円以下 5/100 5億円越 4/100	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 ・賃金職員等雇上費 ・旅費 ・需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料） ・使用料及び賃借料 ・通信運搬費 ・委託費

※下線部は特別基準の設定が可能なもの

参照：内閣府 災害救助法の制度概要（令和5年6月版）

(参考)

○災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）

第1章

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第23条 救助の種類は、次のとおりとする。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 災害にかかった者の救出
 - ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
 - 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

様式 2 0

避難所運営管理に係る連絡先一覧

	電話	F A X
災害対策本部事務局	0 8 9 - 9 8 7 - 7 0 0 0	0 8 9 - 9 8 7 - 7 7 4 4
防災危機管理部	0 8 9 - 9 4 8 - 6 7 9 4	0 8 9 - 9 3 4 - 1 8 1 3
危機管理課	Email : kikikanri@city.matsuyama.ehime.jp	

様式 2.1

避難所感染症対策のチェックリスト

記入者()

避難所名

連絡先()

分類	チェック項目	結果○
環境	ライフルайнの確保ができている	ガス／電気／水道／電話
	床掃除ができている	回／日 チェック体制：有／無
	共有部分（特にトイレや洗面場所など水回り）の清掃・消毒ができている	回／日 チェック体制：有／無 トイレの状況： 仮設／常設 水洗／汲み取り
	ドアノブや手すり等の多くの人が触れる場所の消毒ができている	
	避難所の出入口や各部屋の出入口に手指消毒用アルコールを配置している	
	トイレや手洗い場に、液体せっけん、ペーパータオルを配置している	
	固体石っけん、布タオルの共有をしていない	
	ハエや蚊の対策を十分にしている	
	換気をしている	常時 or 分毎
	温度・湿度に配慮している	
	有症状者等が滞在する個室等を設けている	個室 or 隔離スペース
	有症状者等専用のトイレや出入口を設けている	
	ゴミの管理が適正にできている	
	食べ物の管理が適正にできている	賞味期限の確認→期限切れ廃棄
物品	手洗い用液体石けん	
	ペーパータオル	
	手指消毒用アルコール	
	ウェットティッシュ・除菌シート	
	マスク	
	体温計	
	次亜塩素酸ナトリウム	
	長袖ガウン	
	ゴーグル	
	ゴミ袋	
	使い捨て手袋	
啓発掲示	吐物処理セット・処理手順説明書	
	手洗い、うがいを励行するよう呼びかけている	
	咳エチケットの実施を呼びかけている	
	マスクの着用を呼びかけている	
	早めの受診を勧めている	
	土などで汚れた傷を放置せず、医療機関に紹介する	
	環境整備・清掃・消毒を呼びかけている	
	吐物処理について（嘔吐した際は申告し、避難所スタッフが処理対応する）	
	体調がすぐれない場合に申し出るよう呼びかけている	
情報収集	避難者名簿の登録を確実に行っている	
	避難者の受付時に体温測定、健康チェックを実施している	
	定期的に、避難者の体温測定、健康チェックを実施している	回／日
	避難者の健康管理の実施状況を災害対策本部に報告している	
	医療機関の受診結果の報告を求めている	
その他	下痢、嘔吐、発熱患者が同時期に複数の避難者に発生した場合には、災害対策本部及び保健所に連絡する	
引継事項 (巡回者)	不足物品（ 要準備の掲示物・物品 ）	（ ）

ひなんじょ かんせんよぼうたいさく 避難所の感染予防対策について

ひなんじょ かんせんしょう きょうりょく ねが
避難所で感染症が広がらないよう、ご協力をお願いします。

こじん おこな かんせんよぼう <個人が行う感染予防>

- ひなんじょ かのう かぎ つ
• 避難所では、可能な限りマスクを着けましょう。
- ひなんじょ かくへや では とき しゅしょうどく
• 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- てあら せき じっし てってい
• こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- ほか ひなんしゃ きより じゅうぶん たも
• 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- たいちょう かた ひなんじょたんとうしゃ もう で
• 体調がすぐれない方は、避難所担当者に申し出てください。
- ひなん せいそう しょうどく かくじ おこな
• 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう

ひなんじょぜんたい おこな かんせんよぼう <避難所全体で行う感染予防>

- つね かんき おこな まど と かいほう
• 常に換気を行っため、窓や戸は開放します。
- ていきてき ひなんじょない せいそう しょうどく
• 定期的に避難所内の清掃や消毒を行います。
- はつねつ せき げり おうとなど しょうじょう かた べっしつ いどう
• 発熱や咳、下痢や嘔吐等の症状がある方は別室に移動していました
だきます。



感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

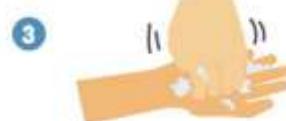
手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 瞬間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



避難所内のトイレの衛生管理について

以下のようなことに気をつけて、感染症の拡大を防ぎましょう。

◆居住区域は、土足厳禁を徹底しましょう

トイレで汚染された履き物を介して感染がひろがるおそれがあります。

◆手洗い場とトイレはなるべく近くに設置しましょう

トイレから手洗い場までの距離が離れていると、手洗いが徹底されないことがあります。

◆流水を使って手洗いをしましょう

流水で手洗いできない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

やむを得ずバケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。

避難所内の感染拡大を防ぐために、下痢、嘔吐、発熱などで体調の悪い利用者がいないか常に注意しましょう。



トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます! みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく

トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5㍑)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



*1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。
*2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

*3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。
*4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。



消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、頭と喉嚨部は決して避けて使用しないこと。
2. 消毒薬を巻取るペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、
感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク

出典：東北感染制御ネットワーク

皆様へのお願い

～感染症予防のために～

トイレについて

- ◇ トイレはきれいに使いましょう。
- ◇ トイレを汚した場合には職員にお知らせください。
- ◇ 使用前後には便座を拭きましょう。



手洗いについて

- ◇ トイレのあとや食事の前には手を洗いましょう。
水が出ない場合には、
 - アルコール消毒剤を多めに手に取り、
手拭き用の紙で拭き取りましょう。



食べ物について

- ◇ 袋入りの食べ物は、手でちぎって食べたりせず、
直接食べましょう。
- ◇ おにぎりを握る時は、使い捨て手袋の使用やラップ
に包んで作りましょう。



お願い 嘔吐・下痢・発熱などの症状のある方は
すぐに職員又は管理者等にお知らせください。

ノロウイルスの感染を広げないために

食器・環境・リネン類などの 消毒	おう吐物などの 処理
<ul style="list-style-type: none"> 感染者が使ったり、おう吐物が付いたものは、他のものと分けて洗浄・消毒します。 食器等は、食後すぐ、厨房に戻す前に塩素消毒液に十分浸し、消毒します。 カーテン、衣類、ドアノブなども塩素消毒液などで消毒します。 <ul style="list-style-type: none"> 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。金属部（ドアノブなど）消毒後は十分に薬剤を拭き取りましょう。 洗濯するときは、洗剤を入れた水の中で静かにのみ洗いし、十分すすぎます。 <ul style="list-style-type: none"> 85℃で1分間以上の熱水洗濯や、塩素消毒液による消毒が有効です。 高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は高まります。 	<ul style="list-style-type: none"> 患者のおう吐物やおむつなどは、次のような方法で、すみやかに処理し、二次感染を防止しましょう。ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> 使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。 ペーパータオル等（市販される凝固剤等を使用することも可能）で静かに拭き取り、塩素消毒後、水拭きをします。 拭き取ったおう吐物や手袋等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1000ppmの塩素消毒液に浸します。 しぶきなどを吸い込まないようにします。 終わったら、ていねいに手を洗います。

塩素消毒の方法

次亜塩素酸ナトリウムを水で薄めて「塩素消毒液」を作ります。
なお、家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。

*濃度によって効果が異なりますので、正しく計りましょう。



製品の濃度	食器、カーテンなどの 消毒や拭き取り		おう吐物などの 廃棄 (袋の中で廃棄物を浸す)	
	200ppm の濃度の塩素消毒液	1000ppm の濃度の塩素消毒液	200ppm の濃度の塩素消毒液	1000ppm の濃度の塩素消毒液
12%	5ml	3L	25ml	3L
6%	10ml	3L	50ml	3L
1%	60ml	3L	300ml	3L



- ▶ 製品ごとに濃度が異なるので、表示をしっかり確認しましょう。
- ▶ 次亜塩素酸ナトリウムは使用期限内のものを使用してください。
- ▶ おう吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、有毒ガスが発生することがありますので、必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。
- ▶ 消毒液を保管しなければならない場合は、消毒液の入った容器は、調って飲むことがないように、消毒液であることはっきりと明記して保管しましょう。

ノロウイルスによる感染について

感染経路	症状
<p><食品からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染した人が調理などをして汚染された食品 ● ウィルスが蓄積した、加熱不十分な二枚貝など <p><人からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者のふん便やおう吐物からの二次感染 ● 家庭や施設内などの飛沫などによる感染 	<p><潜伏時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染から発症まで24~48時間 <p><主な症状></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1~2日続く。感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともある。 ● 乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2.5.20
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離、消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健常な者との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途設けることも考えられます。

軽症者等（一時的）

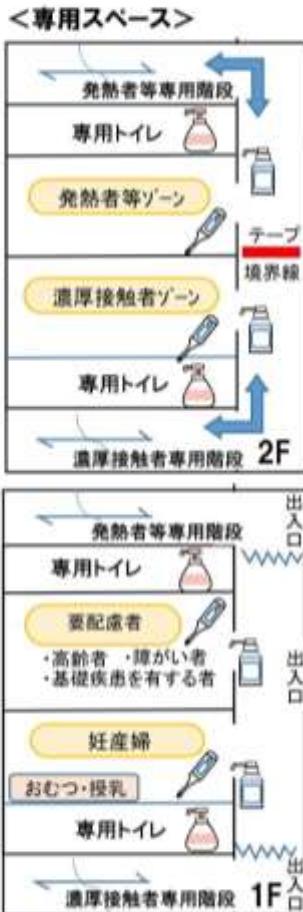
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

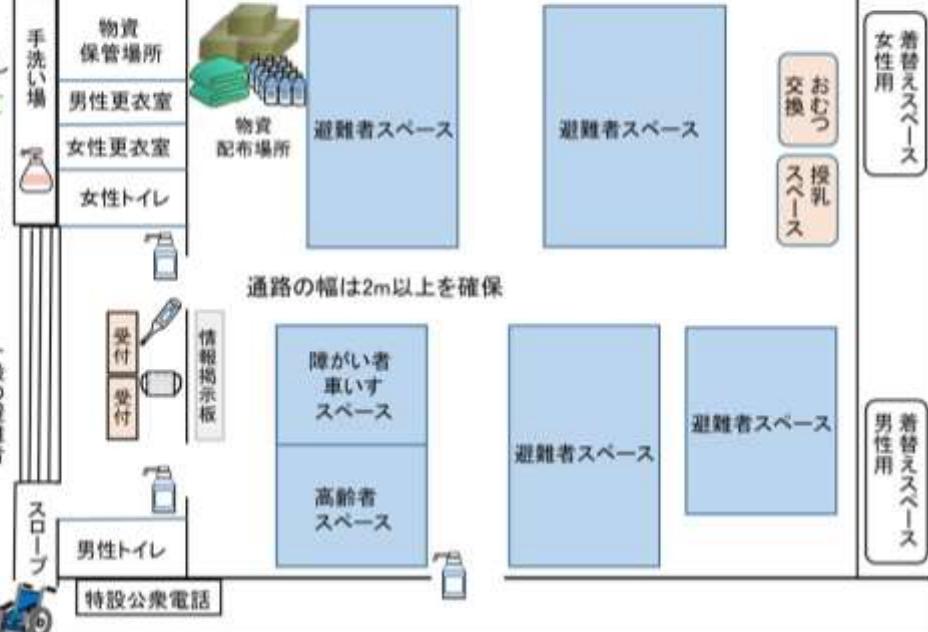
・軽症者等が一時に避難所に滞在する場合、一般の避難所内に別の建物とする。

同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般的の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。



〈集合スペース〉



受付時のチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

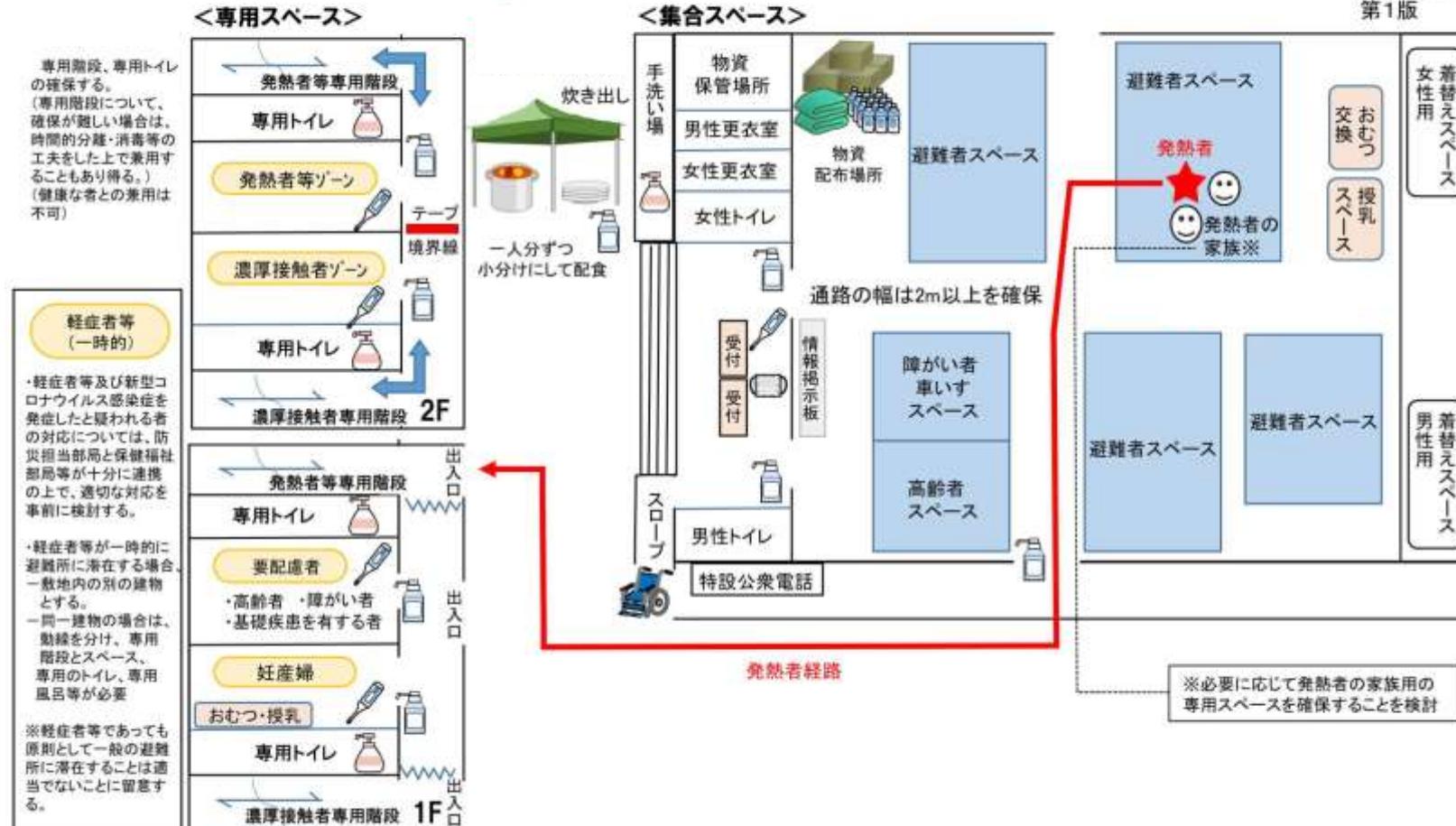
- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通知）を一部修正

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.5.20
第1版

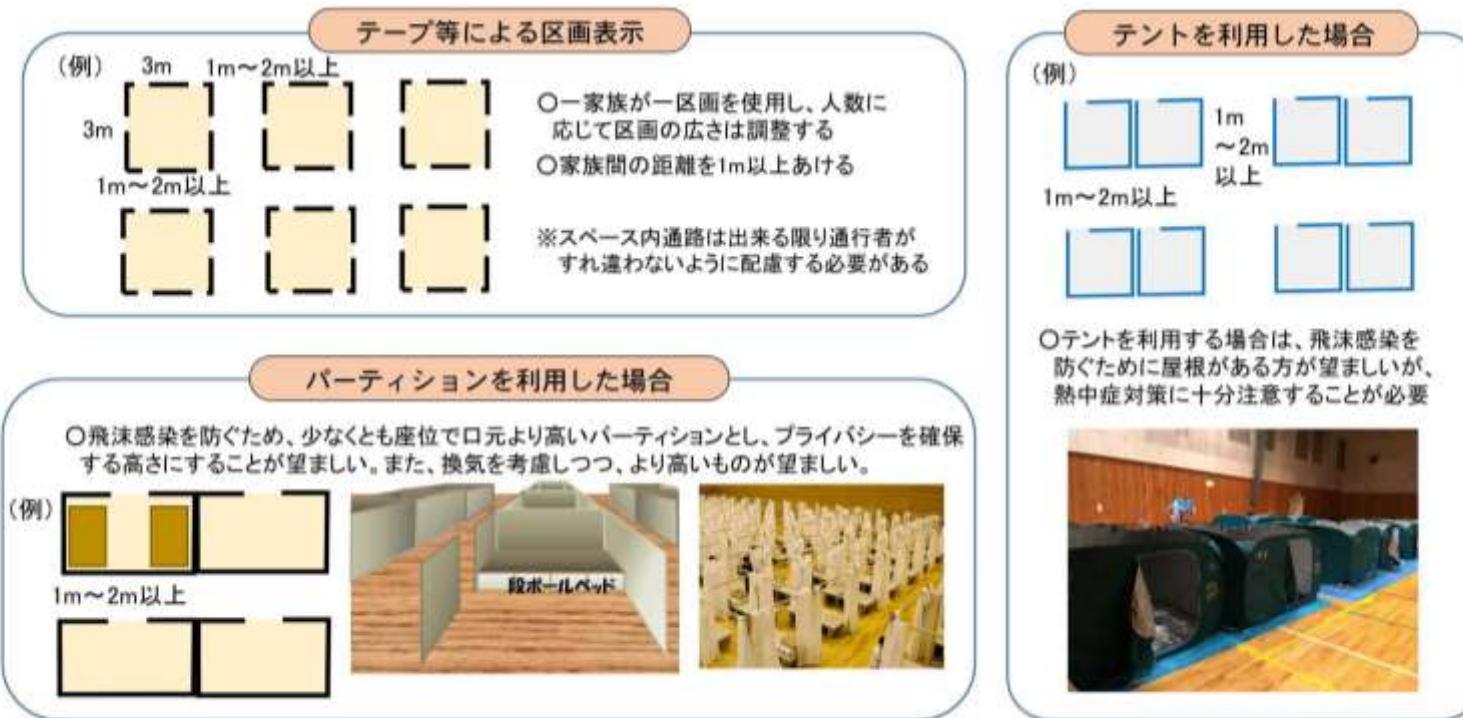


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通知）を一部修正

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



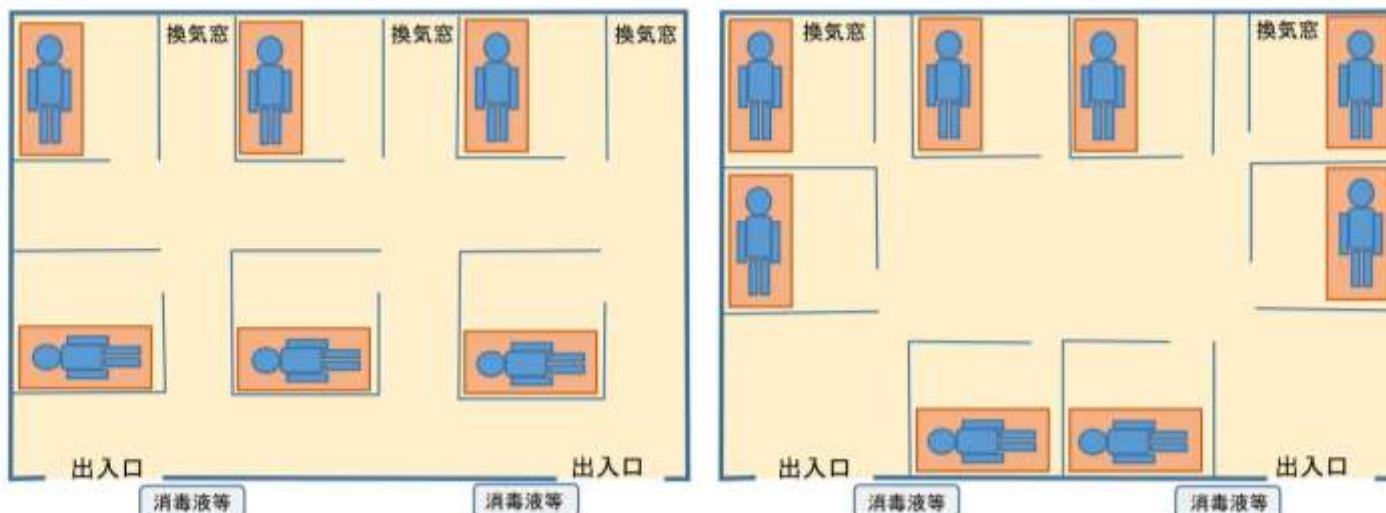
出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通知）

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

●発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。

●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとしとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通知）